

那須烏山市立図書館 指定管理者募集要項

令和8年 10 月

那須烏山市教育委員会

目 次

1	指定管理者募集の目的	1
2	公募の対象施設	1
3	指定管理者が行う業務の範囲	2
4	指定管理者の公募の概要	2
5	経費に関する事項	3
6	応募資格	4
7	現地説明会	5
8	募集要項に関する質問及び回答	6
9	申請の手続き	6
10	申請に当たっての留意事項	8
11	審査及び候補者の選定	9
12	指定管理者の指定と協定締結	12
13	業務の引継ぎ	12
14	公募、選定等のスケジュール	13
15	関係法令等の遵守	13
16	その他	14

【添付資料】

- ① 那須烏山市立図書館指定管理者業務仕様書
- ② 申請書類様式（様式第1号～様式第3号、様式4～様式10）

【問い合わせ先】

〒321-0595 栃木県那須烏山市大金240

那須烏山市教育委員会事務局

生涯学習課生涯学習・スポーツグループ 担当：川島・益子

TEL 0287-88-6223 FAX 0287-88-2027

E-mail: shohgaigakushu@city.nasukarasuyama.lg.jp

那須烏山市ホームページ <https://www.city.nasukarasuyama.lg.jp>

* この募集要項は、市ホームページからダウンロードすることができます。

1 指定管理者募集の目的

那須烏山市では、那須烏山市立南那須図書館（以下「南那須図書館」という。）及び那須烏山市立烏山図書館（以下「烏山図書館」という。）の2館について、指定管理者による管理運営を行っており、これまで公立図書館施設として、市民の文化、教養、調査研究、レクリエーション等に資するため、図書及びその他の図書館資料の提供を主とする諸活動の充実と推進を図ってきました。

令和9年3月31日で指定管理期間が終了することに伴い、令和9年度以降においても、施設の効率的・効果的な運営を目指しつつ、利用者に満足いただけるよう時代に即したサービスの提供・向上を図ることを目的に那須烏山市立図書館指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）により指定管理者を募集します。

2 公募の対象施設

(1) 施設の名称

- ① 南那須図書館
- ② 烏山図書館

(2) 施設の概要

① 南那須図書館

- ア 名称 南那須図書館
- イ 所在地 那須烏山市田野倉 65 番地 1
- ウ 交通条件 公共交通機関：JR 大金駅から徒歩で約 10 分
- エ 開館年月 平成 15 年 4 月
- オ 規模 敷地面積 5,300 m²、建築延床面積 1,765.91 m²
- カ 建物構造 鉄筋コンクリート（一部鉄骨）造平屋建
- キ 施設概要 一般開架コーナー、児童開架コーナー、閉架書庫、おはなしのへや、レファレンスコーナー、展示ホール、セルフコーナー、事務室、多目的ホール、団体活動室等
※ 詳細は、別紙 1「館内図」を参照
- ク 駐車場 図書館駐車場（保健福祉センター兼用）
- ケ 運営に係る事項（令和 7 年度末）
 - ・蔵書数 168,182 冊
 - ・年間貸出冊数 100,919 冊
 - ・年間貸出者数 24,378 人

② 烏山図書館

- ア 名称 烏山図書館
- イ 所在地 那須烏山市中央1丁目18番39号
- ウ 交通条件 公共交通機関：JR烏山駅から徒歩で約20分
- エ 開館年月 昭和52年5月
- オ 規模 敷地面積 2,203.62 m²（駐車場を含む）
建築延床面積 811.46 m²（1階 559.46 m²、2階 252.00 m²）
※ 建築延床面積 811.46 m²のうち資料館収納室 106.70 m²を除く 704.76 m²を管理対象とする。
- カ 建物構造 鉄骨造一部2階建
- キ 施設概要 一般開架コーナー、児童開架コーナー、閉架書庫、学習室
レファレンスコーナー、休憩コーナー、団体活動室、
事務室等
※ 詳細は、別紙2「館内図」を参照
- ク 駐車場 図書館専用駐車場
- ケ 運営に係る事項（令和7年度末）
- ・蔵書数 84,861 冊
 - ・年間貸出冊数 42,384 冊
 - ・年間貸出者数 9,923 人

3 指定管理者が行う業務の範囲

那須烏山市立図書館指定管理者業務仕様書を参照してください。

なお、清掃、設備等の保守点検等、個別の維持管理業務等を指定管理者から第三者へ委託することは可能ですが、地方自治法第244条の2に基づき、那須烏山市議会の議決を経て市が指定管理者の指定をしますので、管理運営に係る業務を一括して第三者に委託することはできません。

※ 現在の第三者への委託状況については、別紙5「施設管理一覧」を参照してください。

4 指定管理者の公募の概要

(1) 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

また、烏山図書館については、他の公共施設との集約等により指定期間及び契約内容を変更する場合があります。

(2) 指定管理者（候補者）の募集及び選定方式

公募型プロポーザル方式を採用し、那須烏山市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第6条の規定に基づく指定管理者選定委員会において書類審査後、提案概要説明（プレゼンテーション）及び質疑審査（ヒアリング）を行い、評価の高い提案者を指定管理者の候補者に選定します。

なお、提案概要説明及び質疑審査の日時、場所等については、後日、申請者に対して文書で通知します。

(3) 審査結果等の通知

申請者に対し文書で通知するとともに、ホームページ等で公表します。

(4) 指定管理者の指定

議会の議決を経て指定管理者に指定します。

5 経費に関する事項

(1) 指定管理料

指定管理料の年額は106,100,000円、5年間の総額は530,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限とします。この額については、契約時の予定価格を示すものではなく、予算の規模を示すためのものであり、指定管理者の候補者から提出のあった収支予算書に提示された金額をもとに、那須烏山市と指定管理者との間で協議のうえ決定するものとします。

(2) 指定管理料の支払い

会計年度（4月1日から翌年3月31日）ごとに、指定管理者の請求に基づき四半期ごとに分割して支払います。支払の時期、金額及び方法は協定において定めます。

(3) 市が支払う指定管理料に含まれるもの

① 人件費

② 運営費（報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金等）

※ 新聞及び逐次刊行物は需用費（消耗品費）に含みます。

③ 資料購入費（図書資料【電子図書含む】、視聴覚資料等）

申請時の支出予算内訳書（様式第3号の2）については、別紙6「収支予算策定資料」を参考に提案願います。

(4) 委託料について

各種委託業務については、指定管理者において業者を選定し、指定管理者が業務委託契約を結ぶこととし、委託料についても指定管理者が支払うこととします。

(5) 口座管理

指定管理業務の実施による収入及び支出を適切に管理するため、必要な帳簿を作成し、指定管理者に指定された法人又はその他の団体自体の口座とは別に指定管理業務に係る専用口座を開設し、管理することとします。

(6) 指定管理者の収入

次のものについては、指定管理者自らの収入とすることができます。

- ① 自動販売機の設置等に係る販売手数料
- ② 資料の複写（コピー）に係る料金
- ③ 公衆電話の使用料

6 応募資格

申請者は、「法人」又は「複数の法人その他の団体で構成されるグループ（以下「共同事業体」という。）」とし、次の全ての要件を満たす者としてします。なお、共同事業体を組織する全ての構成員においても同様とします。

(1) 図書館業務に精通し、指定期間において那須烏山市立図書館の業務を確実、円滑に遂行でき、かつ、将来にわたって図書館サービスの充実、向上に熱意があること。さらに、知識と経験が豊富な人材を有していること。

(2) 図書館の目的を理解し、図書館運営全般における実績を有すること。

(3) 法人又は共同事業体の構成員（以下「団体等」という。）及びその代表者を含む全役員が次の事項に該当しないこと。

- ① 破産者で復権を得ない者
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、一般競争入札等の参加を制限されている者
- ③ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、那須烏山市若しくは他の地方公共団体から指定管理者に係る業務の全部若しくは一部について取消しを受け、その取消しの日から5年を経過しない者

- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）
第 2 条第 2 項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者
- ⑤ 当該団体又は当該団体の役員に国税及び地方税並びに使用料その他の市の
税外収入金を滞納している者
- ⑥ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立てがな
されている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開
始の申立てがなされている者
- ⑦ 政治活動又は宗教活動を主たる目的とする者

※ 共同事業体で応募する場合は、構成員の中で代表者を決め「代表構成員」とし
ます。応募に関する手続き及び選定後の協議等は代表構成員を中心に行うことと
しますが、協定の締結に当たっては、共同事業体の全ての構成員が協定当事者と
してその責任を負うことになります。

7 現地説明会

(1) 現地説明会の開催

次のとおり現地説明会を開催します。応募を予定している団体等は必ず参加し
てください。なお、この説明会に参加しない団体等からの応募若しくは募集要項
等に関する質問は受け付けません。

- ① 日 時 令和 8 年 10 月 9 日（金）
- ② 場 所 南那須図書館
- ③ 参加者 参加を希望する団体等につき 3 名以内とします。

(2) 現地説明会の参加受付

現地説明会への参加を希望する団体等は、事前に申し込みをすることとします。

- ① 受付期間 令和 8 年 10 月 1 日（木）～令和 8 年 10 月 8 日（木）正午まで。
- ② 受付方法 本募集要項の申込書（様式 8）により、電子メールまたは F A X
により提出してください。
- ③ 受付先

那須烏山市教育委員会事務局

生涯学習課生涯学習・スポーツグループ 担当者：川島

FAX：0 2 8 7－8 8－2 0 2 7

E-mail：shohgaigakushu@city.nasukarasuyama.lg.jp

8 募集要項等に関する質問及び回答

(1) 質問

募集要項等の内容に関する質問を次のとおり受付けます。

- ① 受付期間 令和8年10月13日（火）から令和8年10月15日（木）
午後5時まで
- ② 提出方法 本募集要項の質問書（様式9）により、電子メール又はFAXにより提出してください。
- ③ 提出先 那須烏山市教育委員会事務局
生涯学習課生涯学習・スポーツグループ 担当者：川島
FAX：0287-88-2027
E-mail：shohgaigakushu@city.nasukarasuyama.lg.jp

(2) 回答

質問の回答は、質問者を含む全ての応募予定者（様式8の提出があった者）に電子メール又はFAXにより通知します。

- ① 回答予定日 令和8年10月19日（月）
 - ※ 質問の受付期間外の質問又は口頭、電話による質問には回答しません。
 - ※ 10月20日（火）までに回答がない場合は、お問合せください。
 - ※ 回答する際には、質問者名の公表はしません。
 - ※ 意見の表明と解されるものについては、回答しないことがあります。

9 申請の手続き

指定管理者の指定を受けようとする団体等は、下記の申請書類を申請期間内に提出してください。なお、申請書類の規格は、出来合いのパンフレット等を除きA4サイズとします。また、新設法人やその他の団体等で、これらに該当する書類がない場合等は、その旨の申立書（任意様式）を提出してください。

(1) 申請書類（データは市ホームページからダウンロードできます。）

- ① 法人又はその他の団体の単体による申請
 - ア 指定管理者指定申請書（様式第1号）
 - イ 申請資格に関する申立書（様式4）
 - ウ 応募資格要件等に関する誓約書（様式5）
 - エ 図書館に関する業務の事業計画書（様式第2号）

オ 図書館の管理に関する業務の収支予算書・支出予算内訳書（様式第3号）

※ 令和9年度から令和13年度までの5年間分のもの

カ 法人登記事項証明書（法人の場合）又は代表者の身分証明書（非法人の場合）

キ 定款、寄附行為、規約等その他これに相当する書類

ク 国税及び地方税の納税証明書（直近のもの）

※ 設立1年未満の場合は代表者のものとし、その他の団体の場合は代表者を含む全役員のもの

ケ 前事業年度の事業報告書又はこれに相当する書類

コ 前事業年度の収支（損益）計算書又はこれに相当する書類

サ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類

シ 現事業年度の収支予算書及び事業計画書

ス 図書館の運営実績

セ 役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

② 共同事業体による申請

上記①のアからセまでの書類に、次の書類を加え提出してください。なお、上記①のカからセまでの書類は全ての構成員について提出してください。

ソ 那須烏山市立図書館指定管理業務共同事業体協定書（様式6）

タ 共同事業体指定管理業務委任状（様式7）

(2) 書類作成上の注意点

- ① 提出部数は、原本1部、コピー15部とします。
- ② 申請書類は、上記の順番にA4サイズのファイルに綴じ込んでください。
- ③ 各種書類の先頭ページ右端にインデックスを附し、上記(1)①及び②のアからタまでの文字を記載してください。

(3) 申請期間

令和8年10月20日（火）から令和8年10月28日（水）まで

(4) 提出方法

那須烏山市教育委員会事務局生涯学習課（以下「市生涯学習課」という。）に提出してください。なお、郵便等により送付することも可能ですが、事故等により期限までに届かない場合は無効となりますので注意してください。

(5) 受付時間（持参の場合）

平日の午前9時から午後5時まで

10 申請に当たっての留意事項

(1) 共同事業体の場合

代表者として代表構成員を定めることとします。なお、申請後において代表構成員及びその他の構成員の変更は原則として認めません。ただし、構成員の倒産、解散等特別な事情が認められ、審査の公平性及び業務遂行上支障がないと市が判断した場合は、この限りではありません。

(2) 複数申請の禁止

1 法人又はその他の団体につき1申請とします。また、同一人が共同事業体の構成員を含め複数の申請に関係した場合には、その全ての申請を無効とします。

(3) 申請書類の取扱い

提出された書類は返却しません。ただし、申請期間を過ぎても所定の書類が揃わない場合には、申請がなかったものとして取扱い、提出のあった書類を返却します。

(4) 指定の辞退

申請書類を提出した後に、申請を取下げ指定管理者の指定を辞退する場合には、本募集要項の辞退届（様式10）を提出してください。

(5) 費用負担

申請の際に必要な費用は、申請者の負担とします。

(6) 申請書類の差替え及び修正

書類に不備があった場合には、申請受付期間内の差替え及び修正は可能です。

(7) 追加書類の提出

市が必要と認めるときは、申請者に対して提出された書類内容について説明若しくは追加書類の提出を求めることがあります。

(8) 著作権の帰属

提出のあった申請書類等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、審査結果の公表等必要な場合には、市が書類の全部又は一部を使用できるものとします。

(9) 接触の禁止

申請者及び申請者の代理人並びにそれ以外の関係者が、指定管理者選定委員会の委員及び本件業務に従事する市職員に対して選定されるように個別に接触し

た事実が認められた場合には、失格となることがあります。

(10) 虚偽の記載及び不正等による措置

次のいずれかに該当する申請は無効とします。

- ① 提出方法を遵守せずに提出されたもの。
- ② 様式及び書類作成の注意点に示した内容に適合しないもの。
- ③ 書類に記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの。
- ④ 書類に記載すべき事項と異なる内容が記載されているもの。
- ⑤ 書類に虚偽の記載や不正が認められたもの。

(11) 提供資料の目的外使用の禁止

市が提供する資料は、本申請に係る目的以外で使用することを禁じます。

(12) 申請書類の情報公開

提出のあった申請書類等は、那須烏山市情報公開条例に基づく公開請求により、個人に関する情報等同条例に規定する非公開情報が含まれている場合を除き公開されることがあります。

11 審査及び候補者の選定

指定管理者の候補者の選定は、資格審査後、指定管理者選定委員会において行います。

(1) 資格審査

申請期間内に提出のあった申請書類は、市生涯学習課において必要書類及び当該申請者の応募資格要件等について確認審査を行います。

(2) 選定委員会の審査

指定管理者の候補者の選定を公平かつ適正に行うため、指定管理者選定委員会を開催し、提案内容等の書類審査後、申請者からの提案概要説明及び質疑審査を行います。

① 実施予定日：令和8年11月6日（金）

ア 当日の出席者は4名以内とします。

イ プロジェクター（HDMI）及びスクリーンは、那須烏山市が用意します。

ウ パソコンその他プレゼンテーションに必要な機器は、参加者が用意してください。

エ その他場所等の詳細については、別途通知します。

② 申請者が1者の場合でも選定委員会の審査は実施します。

(1) 審査方法

- ① 審査は、審査基準に基づいて、指定管理者選定委員会の各委員が行う。
- ② 委員毎に採点を行い、合計点数の高い順に申請者の順位を付ける。なお、同一順位はつけない。
- ③ 全申請者の中で、各委員が付けた1位の数最も多かった者を契約候補者として選定する。

なお、1位の数同数の場合は、各委員の合計点数の総計が上位の者を選定し、さらに各委員の合計点数の総計も同じ場合は、指定管理選定委員会で協議のうえ決定する。

- ④ 上記に関わらず、各委員の合計点数の総計が満点の6割未満のときは、契約候補者として選定しない。

(4) 選定の基準

審査基準	審査項目	審査のポイント、着眼点	配点
1 指定管理者としての適格性	(1)施設の管理運営	・施設の設置目的等を十分に理解した上で、管理運営基本方針を作成し、市と連携しながら高い意欲と熱意を持って管理運営できる見込みがあるか。	15
	(2)安定的な人的資源と財政基盤	・5年間の資金・収支計画が確立され、安定した指定管理業務を行うことができる十分な人材を確保できる見込みがあるか。	
	(3)指定管理業務実績や経験等	・図書館または類似施設の業務実績を有しているか。 ・指定管理業務に関する専門的知識や資格、経験等を十分に有しており、熱意と意欲を持って取り組んできたか。	
2 管理運営計画の有効性	(1)施設設置目的の達成に向けた取組	・施設の管理運営に係る事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。	15
		・市の政策にとって支援となるような効果的な提案はあるか。	
		・施設利用者の増加や利便性を高めるための実現可能な提案はあるか。	

	(2)利用者の満足度、平等利用など	・利用者にとって満足が得られるよう十分に考えられた計画であるか。 ・誰もが自由に平等に利用できるよう、障がい者、高齢者、外国人等にも配慮した計画がされているか。 ・利用者ニーズを常に把握し、事業に反映させる仕組みや提案など、サービスの内容や質を向上させる実現可能な取組みはあるか。	15
3 管理運営計画の適正性	(1)図書館職員の体制等	・施設の管理責任者等、管理体制が明確に示されているか。 ・職員の配置体制が適正であるか。 ・職員の資質及び能力の向上が図られるよう考えられているか。	10
	(2)安全対策、危機管理体制など	・利用者の個人情報保護のための対策が十分に考えられているか。 ・防犯、防災対策や非常災害等の危機管理体制などが十分に考えられており、図書館職員に対する指導や研修、訓練等を行うこととされているか。	10
4 管理運営計画の独創性	(1)電子図書館の運用	・電子図書館導入・運営について、5年間の適正な予算や事業計画が作成されているか。 ・電子図書館導入後の市民への啓発や運用について具体的かつ有効的な提案がされているか。	10
	(2)図書館事業（行事等）への取組み	・子どもを対象としたサービスを充実させるための具体的な提案がなされているか。 ・大人への読書活動推進を図るために有効な方策が提案がされているか。 ・新たな事業の提案があり、それは実現可能なものであるか。	15
	(3)その他、施設管理運営	・施設管理運営について、新たな有効的な提案がされているか。	5

5 管理運営計画の効率性	(1)指定管理業務に係る経費	・ 提案された指定管理料（収支予算書）が最も低いものを順位1位とし、その評価点を5点（満点）とし、第2位以下に関しては下記の計算式のとおり価格差の割合により評価点を決定する。 【計算式】 評価点＝（第2位以下の各提案金額/第1位の金額）×5 ※ 小数点以下切捨て	5
--------------	----------------	---	---

12 指定管理者の指定と協定締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者選定委員会において選定された指定管理者の候補者は、議会の議決を経て指定管理者として指定します。なお、指定を受けた指定管理者は、管理を開始するまでに那須烏山市教育委員会と協定内容について協議した上で協定を締結します。

(2) 協定書に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、市教育委員会と指定管理者は互いに誠意を持って協議するものとします。

※ 指定管理者選定委員会による審査後、指定管理者の候補者に選定され、議会の議決に至るまで間に、指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事由が判明したときは、指定管理者に指定しないことがあります。

また、議会の議決が得られなかった場合や否決された場合においても、指定管理に係る業務及び管理の準備に要した費用について市は一切補償しません。

13 業務の引継ぎ

指定管理者に指定された者は、協定書を締結した日から令和9年3月末日までの間に、令和9年4月1日から業務を開始できるように引継ぎを受けてください。

なお、引継ぎ及び業務の準備のため発生する費用については、指定管理者の負担とします。

14 公募、選定等のスケジュール（予定）

- | | |
|--------------------|-------------------------|
| (1) 募集要項等の配布 | 令和8年10月1日（木）～10月8日（木） |
| (2) 現地説明会の参加受付 | 令和8年10月1日（木）～10月8日（木） |
| (3) 現地説明会の開催 | 令和8年10月9日（金） |
| (4) 質問の受付 | 令和8年10月13日（火）～10月15日（木） |
| (5) 質問の回答送付 | 令和8年10月19日（月） |
| (6) 応募申請の受付 | 令和8年10月20日（火）～10月28日（水） |
| (7) 審査（プレゼン・選定委員会） | 令和8年11月6日（金） |
| (8) 指定管理者（候補者）の選定 | 令和8年11月6日（金） |
| (9) 選定結果の通知及び公表 | 令和8年11月 |
| (10) 仮協定書の締結 | 令和8年11月 |
| (11) 指定管理者の指定 | 令和8年12月 |
| (12) 協定書の締結 | 令和9年1月 |
| (13) 業務の引継ぎ（準備） | 令和9年1月～3月 |
| (14) 指定管理業務の開始 | 令和9年4月1日 |

15 関係法令等の遵守

指定管理者として那須烏山市立図書館の管理運営に当たっては、次に掲げる法令等の規定を遵守してください。

- (1) 地方自治法
- (2) 地方自治法施行令
- (3) 社会教育法
- (4) 図書館法
- (5) 図書館法施行令
- (6) 図書館法施行規則
- (7) 著作権法
- (8) 著作権法施行令
- (9) 著作権法施行規則
- (10) 労働基準法
- (11) 労働安全衛生法
- (12) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律

- (13) 那須烏山市立図書館設置及び管理条例
- (14) 那須烏山市立図書館設置及び管理条例施行規則
- (15) 那須烏山市個人情報保護条例
- (16) 那須烏山市個人情報保護条例施行規則
- (17) 那須烏山市情報公開条例
- (18) 那須烏山市情報公開条例施行規則
- (19) 那須烏山市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例
- (20) 那須烏山市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則
- ※ その他関係法令等

16 その他

指定管理者は、原則として法人税、法人市・県民税、事業所税、事業税、消費税等の課税の対象となります。また、新たに事業用資産（償却資産）を設置する場合は、固定資産税の課税の対象となります。詳しくは、所管の税務署、矢板県税事務所、市役所税務課等の関係機関にお問い合わせください。